

千葉県立安房高等学校 生徒指導規定

◆ 目次

1 教育目標

2 生徒心得

- 2.1 生活目標について
- 2.2 学習について
- 2.3 礼儀について
- 2.4 公德心について
- 2.5 整備・整頓、美化について
- 2.6 欠席・遅刻・早退及び欠課について
- 2.7 定期考査について
- 2.8 通学（登下校）・交通マナーについて
- 2.9 身だしなみについて

3 指導規程

- 3.1 免許規定
- 3.2 スマートフォンの取り扱い規定
- 3.3 懲戒処分及び特別指導規定
- 3.4 服装・頭髪規定
- 3.5 アルバイト規定
- 3.6 規定改正の手続き

1. 教育目標

「教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な人材を育成する」

2. 生徒心得

教育目標の実現を目指し、以下に本校の生徒心得を示す。

生徒心得は、「質実剛健」「文武両道」の校訓の下で高校生活を送る本校生徒の指針を示したものである。

2.1 生活目標について

- (1) 校訓である「質実剛健」「文武両道」を心がけ、常に千葉県立安房高等学校の生徒として誇りと自覚を持ち、充実した高校生活の創造に向けて自ら努力する。
- (2) 服装は質素端正、行動は挙措端正とする。
- (3) 知的好奇心をもち、主体的に学び、考え、行動する。
- (4) 学びの徒としての謙虚な姿勢を持って行動し、何事にも「常に全力」で取り組む。
- (5) 礼節を重んじ他者を尊重し、他者から学ぼうとする姿勢をもつ。
- (6) リーダーとして求められる人間力の向上に努める。
- (7) 高い志と向上心を有し、仲間と切磋琢磨して学ぶ。

2.2 学習について

授業は生徒と教員の両者の協同によってはじめて成立する。教員が情熱を傾けて行う授業を、生徒は真剣に受け止め、学習に励む。また、授業規律や非常時の安全管理・確認のため自分の所在を明確にする。

- (1) 授業は目的意識を持ち、真剣な態度で主体的に取り組む。
- (2) 授業開始5分前には教材を準備して授業開始を待つ。
- (3) 予習・復習を行って授業に臨み、学力向上に努める。
- (4) 与えられた課題にしっかり取り組み、提出期限を厳守する。
※ 所持品の管理は自己責任で行う。
※ 保健室等で休養した場合は、その旨をホームルーム担任に報告する。

2.3 礼儀について

挨拶や返事、礼儀やマナーは、良好な人間関係を築くものでもあり、場に適した行動ができるように心がける。

- (1) 校長室、職員室等に入る時は、服装を整え、必ずノックし用件をはっきり話す。
- (2) 来客・職員・地域の方々・生徒同士に対し、自ら進んで元気よく挨拶をする。
- (3) 誤解を招かないように、態度、言葉遣いは粗野にならないようにする。
- (4) 自らの行動に対して節度を守るようにする。

2.4 公德心について

公德心は、社会の一員としての自覚に基づき、公共のマナーや利益を守ろうとする心である。公共物を大切にすること、人に迷惑をかけないようにすること、公共の利益のために進んで行動することは、倫理観や遵法の精神につながり、規範意識を高めることとなる。

すべての公共施設・設備などは、汚損することのないよう丁寧に扱う。集団活動や団体行動では、その一員としての自覚と責任、他者との協調性をもち、集団の目標達成に貢献できる態度で臨む。電車やバスなどを利用する際は、乗降時のマナーや車内道徳を守り、援助や配慮を必要とする人に進んで席を譲るなど、周囲に配慮した行動をとる。一人一人の言動が本人は元より社会全体に影響することを念頭におき、感謝の気持ちを忘れず、自律的に行動する。

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）は使い方によって、ゲーム依存やネットいじめ、人間関係のトラブル、誹謗中傷、非行、児童ポルノ事犯などにおいて、被害者にも加害者にもなり得る。安易に写真、名前や住所などの個人情報を配信することも大きな社会問題となっている。さらに、長時間の使用による学習時間の減少や睡眠障害等の影響もある。利用については、生徒本人と保護者で十分に話し合い、家庭でのルールを作ったうえで適切に利用する。

【SNSを利用する際の注意】

- ・ その書き込みはいじめにつながらないか、人権を侵害していないか、個人情報が出漏れていないか、確認する。
- ・ 一般公開しない。（非公開や鍵をつける）
- ・ 個人情報（個人が特定できる写真、愛称、QRコード等）を出さない。
- ・ 誹謗中傷しない。（不適切な書き込み、誤解を招く書き込み等含む）
- ・ 安易な気持ちでの書き込みや有害サイトへの接続をしない。

2.5 整備・整頓、美化について

清掃活動は「きれいにする」という目的以外に、衛生管理上、必要な行動であるとともに、協働性、利他性等を養うことにも繋がる。丁寧な清掃によって、公共心を育て、学習の場に適した環境をつくる。

- (1) 清掃は、気付き、気配り、気働き等を心がけ、校内美化に積極的に努める。
- (2) ビン、カンや可燃物については、指定のものに入れて集積場所に持って行く。
- (3) 分担区域の清掃は責任を持って行い、終わった時点で報告し、解散する。
- (4) 清掃区域に限らず、校舎内外の清掃、整理整頓には充分留意し、建物、器具、備品等の公共物は大切に扱う。
- (5) 決まった場所にある物品はことわりなく使用しない。使用した場合は必ずもとの場所に返しておく。
- (6) 避難経路や避難方法を熟知し、緊急の時など迅速、安全に避難できるようにする。

2.6 欠席・遅刻・早退及び欠課について

心身ともに健康で充実した高校生活を送るためには、規則正しい生活が不可欠である。正当な理由なく、欠席・遅刻・早退及び欠課をしない。

- (1) 欠席・遅刻する場合は、7時30分から8時10分までに保護者が学校へ連絡する。
- (2) 遅刻して登校した際には、そのまま教室に向かい、教室入室時に授業担当の先生に理由を述べてから授業を受ける。
- (3) やむを得ず欠課または早退するときは、HR担任（必要に応じて保健室など）に届け出て指示を受ける。なお、早退の場合、帰宅後直ちにHR担任へ電話連絡する。
- (4) 登校後は、許可なく外出しない。やむを得ず外出する場合には、HR担任又は生徒指導部の許可を得る。

2.7 定期考査について

定期考査は、各科目における到達度を計るためのみではなく、進路実現に向けての大事な場面で力を発揮するための準備でもある。欠席せず全力で取り組むよう努める。不正行為は厳禁である。

2.8 通学（登下校）・交通マナーについて

遅刻をしないように余裕をもって登校し、始業開始時間5分前には教室で準備をする。

交通ルールを遵守し、交通マナーやエチケットを意識する。安全通行に努め、特に各門では必ず一時停止をする。危険予測や危険回避をして身の安全を確保する。自転車は命を預ける乗り物であり、日頃から整備・点検を怠らないことはもちろん、年間2度の点検を受ける。盗難予防や不慮の事故対応のための防犯登録や自転車保険には必ず加入する。

【登下校の際に交通事故に遭った場合】

- ・ 事故に遭遇した場合は人命救助を優先し、冷静に判断し行動する。
- ・ 被害者の救済と安全確保の上、救急隊119番及び警察110番へ連絡する。
※ 相手(加害者又は被害者)の車のナンバー・車種・色・車名等、相手の特徴をメモする。
- ・ 軽傷の場合でも、相手の身元を確かめるとともに、110番通報をし、警察に届け出る。
- ・ 学校に連絡をし、HR担任などに報告、今後の動きを確認する。

【不審者に遭遇した場合】

- ・ 不審者や変質者に遭遇した時は大声を出し、近くの民家や商店に助けを求め速やかに110番通報をする。（可能ならば相手の特徴や、乗り物の特徴を把握しておく。）その後、速やかに学校に連絡する。
- ・ 不審者や変質者等の出没については、時間帯や場所が様々であり、誰もが被害者になる可能性があるため、危険予測と危険回避を心がける。

2.9 身だしなみについて

端正、清楚、清潔を旨とし、品位を保つよう心がける。

安房高校は120年を超える歴史と伝統を誇り、これまで地域から絶大な信頼を得てきた。制服は安房高生であることの証であり、規程どおりの身なりを常に整えておくことが、末永く地域から信用、信頼、応援されることにつながることを心得ておく。

制服は、私服ではなく、式服としての意味合いを持ち合わせているので、正しく着用する。

頭髪は、端正、清楚、清潔を心がけ、変形させていない状態を維持する。

「質実剛健」の校訓に恥じることなく学校生活を送ることが大切であると考え、下記の指導規程に照らして、違反のないようにする。

3. 指導規程

本規程は生徒心得に示される高い志を実現するべく制定するものである。ここに示される規程に則って本校での指導は行われる。懲戒及び特別指導の記載が無いものについても、度重なる通常の指導に对应えられない場合は特別指導を行う場合があることを留意し、確認を怠らないようにしておく。

3.1 免許規定

- (1) 自動二輪車や原動機付自転車の免許取得は、原則として認めていない。ただし、原動機付自転車において、通学または家業に必要なやむを得ないと校長が認めた上で、許可する場合がある。必要とする者は、HR担任に相談し、所定の手続きを行う。無断免許取得、事故及び違反を起こした場合等については懲戒又は特別指導の対象となる。

【許可条件】

- ・ ヘルメットを着用する。
- ・ 車輛貸借はしてはならない。
- ・ 学校への乗り入れは厳禁とする。
- ・ 使用するバイクには、指定のステッカーを貼付する。
- ・ 通学用は、自宅から最寄りの駅まで交通不便な生徒に限り、最寄りの駅まで6 km以遠であること。バスの便の良い場所は、許可しない。
- ・ 家業用は家業のみに使用する。

- (2) 普通自動車運転免許取得のための自動車教習所（学校）入所は、決められた条件を満たし、本校規定を遵守することを条件に許可する。

【許可条件】

- ・ 卒業できる単位数を修得し、卒業見込みがある。
- ・ 進路先（就職・進学）が内定している。
- ・ 3年次の成績に欠点がない。
- ・ 入所時期は、就職内定者は11月1日以降、進学内定者は家庭学習期間からとする。
- ・ 免許取得は卒業式以降とする。（卒業式後に取得可）

3.2 スマートフォン等の取り扱い規定

- (1) スマートフォン等を使用できるのは、朝のHR前、昼休み、放課後の時間帯のみとするが、教育活動に関係する場合はこの限りではない。
- (2) スマートフォン等の取り扱いについて、次の行為があったときは、これを厳しく指導、注意する。
 - ・ 許可なく授業中に使用したとき
 - ・ 考査中の使用、所持、着信音（バイブレーション機能を含む）等を鳴動させたとき
 - ・ カメラ機能を用いて、許可なく他人の写真や動画を撮影したとき
 - ・ SNSや動画サイトへの個人情報の投稿、他者への誹謗中傷などの書き込みをしたとき
 - ・ SNSや位置情報共有アプリなどを不正に利用し、他者のプライバシーを侵害したとき
 - ・ ゲームや動画サイトの過度の閲覧、出会い系、JKビジネスなどの不適切な利用があったとき

3.3 懲戒処分及び特別指導規定

- (1) 校長は、教育上必要があると認める場合は、法令に基づき生徒に懲戒処分を行うことがある。生徒の懲戒処分は、退学、停学及び訓告とし、懲戒処分の告知は、保護者立合いのうえ、校長が行う。
- (2) 懲戒処分のうち退学は、次のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。
 - ・ 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - ・ 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - ・ 正当の理由がなくて出席常でない者
 - ・ 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- (3) 懲戒処分のうち停学は、30日以内の間、登校を停止するものとする。
- (4) 懲戒処分のうち停学、訓告については、生徒及び保護者が同処分に至ることとなった行為の問題性について十分理解しており、教育上、懲戒処分と同等の効果を得ることができると校長が判断した場合は、これを学校謹慎(別室)、家庭謹慎、校長注意等の特別指導に替えることができることとする。
- (5) 特別指導は、問題行動を起こした生徒が同様の行為を繰り返さないために自らを振り返り、自身の抱える心の問題を直視して解決するとともに、自らが行ったことの重みを理解させ、あらためて高校生活を健全に営むことを目的として、学校謹慎(別室)、家庭謹慎、校長注意等の指導を行う。
- (6) 懲戒処分、特別指導に該当する行為は別表に規定する。
※ 根拠法令 学校教育法第11条及び学校教育法施行規則第26条

【別表】

- ア. 窃盗(万引き、占有離脱物横領、自動車・二輪車盗・自転車盗、侵入盗)
- イ. 暴力行為(生徒間暴力、対教師暴力、恐喝、脅迫、傷害等)
- ウ. 器物損壊・汚損(故意か過失かで指導内容が異なる)
- エ. 金銭の強要(カンパ等)、ゆすり・たかり行為、賭博行為
- オ. 怠業や服装・頭髪規定違反等
- カ. 公職選挙法違反
- キ. 喫煙(同席含む・喫煙具所持、類似行為)、飲酒(同席含む)
- ク. 定期考査や定期考査外における不正行為(カンニングや改ざん)
- ケ. いじめ、それをあおる行為
- コ. 深夜徘徊、不健全娯楽(パチンコ・パチスロ店等への出入り等)
- サ. 不正乗車・定期券不正使用
- シ. 情報モラル違反(SNS等による誹謗中傷、人権侵害等の書き込み)、盗撮
- ス. 不正投稿(裸体、喫煙具、酒類)、コミュニティサイト等利用による問題行動
- セ. 秩序破壊行為(授業妨害・迷惑行為・不遜行為等)
- ソ. 暴走族集会参加、暴走行為等、反社会的行為
- タ. 交通違反、交通加害事故、無断免許取得・運転・同乗、危険運転行為等
- チ. 有害薬物使用・所持携帯(シンナー、麻薬等)、薬物の乱用等
- ツ. 危険物所持(刃物、チェーン、モデルガン、火器類、治療目的以外の薬品)
- テ. 上記問題行動に同席したり、これを教唆・幫助したりする行為
- ト. その他、校長が必要と認めたとき

- ※ ここに例示するものの他、生徒としての本分に反した行為があった者は、その状況に応じて協議し、指導を行う。
- ※ 頭髪で染色や脱色をして事前の指導にもかかわらず改善がなく、各種行事や授業等において代替の措置が難しく開始時間が差し迫っている等やむを得ない状況の中で、当該教育活動に出席させることを目的に、本人の同意に基づきスプレー等による黒染めを実施する場合がある。
- ※ 同一生徒が同一事案で2度目以降の指導にあたる際には、日数を加算する場合がある。

3.4 服装・頭髪規定

(1) 男女共通

- ・ 学校教育活動における服装等は、登下校も含め、原則として制服を着用する。
- ・ 靴は、色や形等は指定しないが、高価なものや華美なものは避ける。
- ・ 防寒着類は、高価なものや華美なものは避ける。(黒、又は紺が望ましい。)
- ・ 通学靴は革靴、運動靴、スニーカー類とし、高価なものや華美なものは避ける。
- ・ 上履きは、赤、緑、青の年次色により規定のものを使用する。
- ・ やむを得ない事情で規定以外の服装をする場合は、異装届をHR担任を通じて生徒指導部に提出し許可を得る。
- ・ 修復できない制服の変形、改造については再購入とする。
- ・ 刺青(タトゥーシールなどを含む)など、人為的に皮膚に装飾を施すものは禁止する。
- ・ 装飾品(指輪、ネックレス、イヤリング、ピアス、カラーコンタクト、リボン等)は禁止とする。
- ・ 口紅、マニキュア、アイシャドウ等の化粧は禁止とする。

(2) 頭髪

- ・ 頭髪は男女とも華美に流れず端正、清楚、清潔を心がけ変形を禁止する。変形とは、パーマメント、カール、アイパー、リーゼント等名称を問わず、人為的に曲げることや染色、脱色等の加工、額のそりこみ、眉毛のそりおとし、極端にサイドをカットして上部とサイドの長さが違い段差ができるような髪型、バリカンによるラインやエクステンション等、モヒカンや奇抜なヘアスタイル、ドライヤーやアイロンのかけ過ぎによる変色等である。
- ・ 「地毛」(くせ毛や色等)については染色、脱色、パーマ等の誤解を避けるため、入学時に年次主任・担任に申し出る。3年間引き継ぎを行う。
- ・ 髪を束ねるものは黒、紺、茶色を基本としたヘアゴムのみとし、シュシュやヘアクリップ等は使用しない。
- ・ 髪を留めるピン類(アメピン、パッチンピン等)は黒、紺、茶色を基本とする。

(3) 服装

【男子】

- ・ 黒、詰襟金ボタン(指定ボタン5個、袖2個)、標準学生ズボン(黒)
- ・ 夏季は白開襟シャツまたはワイシャツに胸章をつける
- ・ 靴下は黒、紺等が望ましい。(座った時に肌が見えないような長さ)
- ・ 上衣には校章入りのボタンを使用し、第一ボタンを留める。(年次章は右 徽章は左)
 - ※ 男子の上着の長さは胸を張って起立し、手の平から中指の第2関節程度とする。その他極端に変形させたものは禁止する。

【女子】

- ・ スーツ濃紺(ネイビーブラック)指定ボタン付き(徽章は左)
- ・ シャツ・スカート・スラックス(※スカート・スラックスのどちらでも可)冬・夏とも指定品
- ・ 指定リボン
- ・ ストッキングは黒またはベージュを基本とし、無地、織り柄のないものを用いる。
- ・ 靴下の色は黒、紺色とし、長さは足首が隠れる程度で目安はかかとから15cm以上とする。
 - ※ スラックス着用時は男子に準ずる。
- ・ 女子のスカートの長さは、膝頭の中央程度とする。
(制服は3年間着用するので、体の成長も考えた上で購入する。)

〈注意事項〉

- ◆ 本校には衣替えなどの期間を設けていないので、一年を通して冬服・夏服のどちらでもかまわないが、服装規定を遵守する。
- ◆ 登下校は、土日の部活動や休日も含め原則として制服とする。ただし、試合や遠征等の場合は顧問の指示に従う。
- ◆ 冬季におけるコート・マフラー等の防寒具の着用は差し支えないが、制服の下にパーカーなどを着用してフードを出す等の着崩しや教育活動下での着用は禁止する。
- ◆ 男女とも、学校指定のセーター・ベストを着用している場合は、上着を脱ぎ校内で過ごしても良い。ただし、指定セーターのみでの登下校は禁止する。
- ◆ 式典（始業式、終業式、入学式、卒業式等）は制服を着用する。

3.5 アルバイト規定

アルバイトについては、学業優先という理由から、原則として禁止とする。ただし、家庭状況により校長が特別に認めた場合はその限りではないので必要に応じてHR担任に相談する。長期休業中は、職種、時間帯、日数制限等、様々な条件はあるが、経済上の理由により申請することで実施することができる。ただし、基本的に成績不振の場合は認めない。

3.6 規定改正の手続き

規定の改正は、下記のとおり行う。

- ① 規定の改正等が必要になったとき、生徒会本部は、生徒の意見を集約する。
- ② 集約した意見を基に生徒指導部職員と協議する。
- ③ 生徒会と協議した改正案を職員会議で決定する。
- ④ 改正案が決裁された後、学校ホームページに掲載し、周知を図る。